

第799号
令和3年1月

天理市公報

発行 天理市
編集 総務部総務課

目次

| 条 例 | 番号 | 頁数 |
|--|-----|----|
| ・天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 | 35 | 1 |
| ・天理市名阪高架下駐車場条例の一部を改正する条例 | 36 | 2 |
| 規 則 | 番号 | 頁数 |
| ・児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 | 34 | 2 |
| ・天理市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則 | 35 | 5 |
| ・天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 | 36 | 6 |
| ・天理市名阪高架下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 | 37 | 6 |
| 告 示 | 番号 | 頁数 |
| ・放置自転車等の保管について | 263 | |
| ・放置自転車等の保管について | 264 | |
| ・放置自転車等の保管について | 265 | |
| ・放置自転車等の保管について | 266 | |
| ・公示送達について | 267 | |
| ・公示送達について | 268 | |
| ・放置自転車等の保管について | 269 | |
| ・放置自転車等の保管について | 270 | |
| ・公示送達について | 271 | |
| ・放置自転車等の保管について | 272 | |
| ・天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約規約の変更について | 273 | |
| ・放置自転車等の保管について | 274 | |
| ・徴収事務の委託について | 275 | |

| ・放置自転車等の保管について | 275-2 | 9 |
|------------------------------|-------|----|
| ・抑留犬の公示について | 276 | 9 |
| ・放置自転車等の保管について | 277 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 1 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 2 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 3 | 10 |
| ・天理市一般会計補正予算（第9号）等の要領について | 4 | 11 |
| 公 告 | 番号 | 頁数 |
| ・事業計画の募集 | 60 | 17 |
| ・指定管理者の指定について | 61 | 17 |
| ・指定管理者の指定について | 62 | 17 |
| ・農用地利用集積計画について | 63 | 18 |
| ・農業振興地域整備計画の変更について | 64 | 18 |
| 教育委員会 | 番号 | 頁数 |
| ・天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について | 4 | 18 |
| ・定例教育委員会の招集について | 15 | 19 |
| 農業委員会 | 番号 | 頁数 |
| ・農業委員会の招集について | 15 | 19 |
| 監査委員 | 番号 | 頁数 |
| ・第2回定期監査の結果について | 2 | 20 |
| 公営企業 | 番号 | 頁数 |
| ・令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について | 27 | 27 |
| ・令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について | 28 | 27 |
| ・令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について | 1 | 27 |

条 例

(令和2年12月18日揭示済)

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第35号

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

天理市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則第140条の66第1号(3)に規定する」を削り、「第6条第1項」を「同条第1項」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加える改正規定、附則第2項の改正規定及び附則中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（令和2年12月18日揭示済）

天理市名阪高架下駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第36号

天理市名阪高架下駐車場条例の一部を改正する条例

天理市名阪高架下駐車場条例（平成20年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第1号中「施設等」を「施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条から第17条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第11条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

（令和2年12月8日揭示済）

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

天理市長 並 河 健

天理市規則第34号

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則（昭和62年3月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

助産施設及び母子生活支援施設に係る徴収金額表

| 各月初日の入所世帯の階層区分 | | 母子生活支援施設 | 助産施設 | |
|----------------|---|--|--|-------|
| 階層区分 | 定義 | 徴収金基準額 (月額) | 徴収金基準額 (月額) | |
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 | |
| B | A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯 | 1,100 | 2,200 | |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯） | 2,200 | 4,500 | |
| D 1 | A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 9,000円以下 | 3,300 | |
| D 2 | | 9,001円から 19,000円まで | 4,500 | 9,000 |
| | | 19,001円から 27,000円まで | | |
| D 3 | | 27,001円から 57,000円まで | 6,700 | |
| D 4 | | 57,001円から 93,000円まで | 9,300 | |
| D 5 | | 93,001円から177,300円まで | 14,500 | |
| D 6 | | 177,301円から258,100円まで | 20,600 | |
| D 7 | | 258,101円から348,100円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。） | |
| D 8 | | 348,101円から456,100円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。） | |
| D 9 | | 456,101円から583,200円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。） | |
| D 10 | 583,201円から704,000円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。） | | |
| | 704,001円から852,000円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁 | | |

| | | |
|-----|--------------------------|--|
| D11 | | 額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。） |
| D12 | 852,001円から1,044,000円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。） |
| D13 | 1,044,001円から1,225,500円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。） |
| D14 | 1,225,501円から1,426,500円まで | その月のその入所世帯に係る入所費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。） |
| D15 | 1,426,501円以上 | 全額徴収 |

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）」（以下「厚生労働省通知」という。）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じる場合には、厚生労働省通知の規定により市町村民税を再計算し、階層区分を認定するものとする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、入所者及びその入所者の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次の各号に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0円とする。
 - (1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯
 - (2) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の配偶者のない女子及び同条第2項の配偶者のない男子であって、民法第877条により現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

第123号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号の寡婦又は同項第12号の寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱うものとし、寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、備考第1項における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。
- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(次号に掲げる者を除く。)
- (2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- 6 法第22条第2項の助産の実施は、当該入所妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。
- (1) 当該入所妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であって真にやむを得ない特別の理由があるときは、この限りでない。
- (2) 当該入所妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、当該入所妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。)に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000円以上であるとき。
- 7 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては20%、C階層にあっては30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。この場合において、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の規定は、令和元年7月1日から適用する。

(令和2年12月18日掲示済)

天理市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第35号

天理市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

天理市債権管理条例施行規則(平成28年3月天理市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、消滅時効の期間が3年以下の債権にあっては当該債権の消滅時効の期間とし、3年を超える債権にあっては」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市債権管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に条例第9条第5号の措置をとった債権について適用し、同日前に同号の措置をとった債権については、なお従前の例による。

(令和2年12月18日掲示済)

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第36号

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
天理市国民健康保険条例施行規則（昭和34年8月天理市規則第8号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年12月18日揭示済)

天理市名阪高架下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第37号

天理市名阪高架下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
天理市名阪高架下駐車場条例施行規則（平成21年3月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。
第2条及び第3条中「指定管理者」を「市長」に改める。
第4条第1項ただし書中「第11条第2項」を「第9条第2項」に改める。
第5条第1項中「第13条」を「第11条」に改める。
様式第1号中「指定管理者」を「天理市長」に改める。
様式第2号中「指定管理者」を「天理市長」に、「印」を「」に改める。
様式第3号中「指定管理者」を「天理市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の天理市名阪高架下駐車場条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市名阪高架下駐車場条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

告 示

(令和2年12月7日揭示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
令和2年12月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
令和2年12月7日
- 3 移動対象区域
天理市西井戸堂町461番地1先
- 4 保管場所
天理市田井庄町803番地
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和2年12月5日から令和3年2月2日まで
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,080円

イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-63-4770
 天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

（令和2年12月7日揭示済）

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
令和2年12月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市川原城町803番地
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和2年12月5日から令和3年2月2日まで
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,080円
 - イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-4770
天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

（令和2年12月7日揭示済）

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月7日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年12月7日揭示済）

天理市告示第266号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月7日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年12月8日揭示済）

天理市告示第267号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年12月8日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和2年12月9日揭示済)

天理市告示第268号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年12月9日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(令和2年12月9日揭示済)

天理市告示第269号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月9日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年12月11日揭示済)

天理市告示第270号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月11日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年12月17日揭示済)

天理市告示第271号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所地に居住実態がなく、居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市社会福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年12月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(令和2年12月17日揭示済)

天理市告示第272号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年12月18日揭示済)

天理市告示第273号

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

令和2年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

題名及び第1条中「及び三宅町」を「、三宅町及び田原本町」に改める。

第2条第1項中「及び三宅町（）」を「、三宅町及び田原本町（）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 田原本町 一般廃棄物のうち、し尿の処分

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年12月18日揭示済)

天理市告示第274号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年12月21日揭示済)

天理市告示第275号

天理市テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付事業における貸付金の徴収事務の委託について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年12月21日

天理市長 並 河 健

記

受託者 天理市川原城町361番地

天理市商工会

会長 藤山 和徳

委託事務の範囲 天理市テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付事業における貸付金の徴収事務

(令和2年12月21日揭示済)

天理市告示第275号の2

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月21日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年12月22日揭示済)

天理市告示第276号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

令和2年12月22日

天理市長 並 河 健

保護日時 令和2年12月21日
 保護場所 天理市田井庄町
 種類 雑種
 性別 雄
 大きさ 中
 毛色 薄茶
 首輪 なし

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続きをしてください。

（令和2年12月24日揭示済）

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月24日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和3年1月4日揭示済）

天理市告示第1号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

令和3年1月4日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
令和2年12月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和2年12月31日から令和3年5月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

（令和3年1月4日揭示済）

天理市告示第2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年1月4日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和3年1月4日揭示済）

天理市告示第3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和3年1月4日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和3年1月5日揭示済)

天理市告示第4号

令和2年9月17日付で議決のあった令和2年度天理市一般会計補正予算(第9号)等の要領は、次のとおりである。

令和3年1月5日

天理市長 並 河 健

令和2年度天理市一般会計補正予算(第9号)

令和2年度天理市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440,146千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,001,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 11 地方交付税 | | 5,524,058 | 136,756 | 5,660,814 |
| | 1 地方交付税 | 5,524,058 | 136,756 | 5,660,814 |
| 15 国庫支出金 | | 11,355,545 | 170,859 | 11,526,404 |
| | 1 国庫負担金 | 3,352,148 | 43,414 | 3,395,562 |
| | 2 国庫補助金 | 7,986,783 | 127,225 | 8,114,008 |
| | 3 委託金 | 16,614 | 220 | 16,834 |
| 16 県支出金 | | 2,126,562 | 20,292 | 2,146,854 |
| | 1 県負担金 | 1,330,302 | 17,287 | 1,347,589 |
| | 2 県補助金 | 659,860 | 3,005 | 662,865 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-----------|------------|----------|------------|
| 19 繰入金 | | 898,129 | △103,593 | 794,536 |
| | 1 基金繰入金 | 874,876 | △104,746 | 770,130 |
| | 2 特別会計繰入金 | 23,253 | 1,153 | 24,406 |
| 21 諸収入 | | 504,953 | 45,428 | 550,381 |
| | 4 受託事業収入 | 133,508 | 23,524 | 157,032 |
| | 5 雑入 | 230,050 | 21,904 | 251,954 |
| 22 市債 | | 1,887,600 | 170,404 | 2,058,004 |
| | 1 市債 | 1,887,600 | 170,404 | 2,058,004 |
| 歳入合計 | | 33,561,789 | 440,146 | 34,001,935 |

2 歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 議会費 | | 千円 249,283 | 千円 4,722 | 千円 254,005 |
| | 1 議会費 | 249,283 | 4,722 | 254,005 |
| 2 総務費 | | 9,711,877 | 194,275 | 9,906,152 |
| | 1 総務管理費 | 9,111,156 | 180,401 | 9,291,557 |
| | 2 徴税費 | 299,830 | △15,368 | 284,462 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 214,062 | 30,077 | 244,139 |
| | 4 選挙費 | 18,954 | 33 | 18,987 |
| | 5 統計調査費 | 43,363 | △991 | 42,372 |
| | 6 監査委員費 | 24,512 | 123 | 24,635 |
| 3 民生費 | | 11,000,534 | 84,441 | 11,084,975 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-----------------|---------------|-----------------|
| | 1 社会福祉費 | 千円 4,971,211 | 千円 148,256 | 千円 5,119,467 |
| | 2 児童福祉費 | 4,767,721 | △64,315 | 4,703,406 |
| | 3 生活保護費 | 1,261,151 | 500 | 1,261,651 |
| 4 衛生費 | | 1,695,890 | △20,336 | 1,675,554 |
| | 1 保健衛生費 | 572,819 | 19,742 | 592,561 |
| | 2 清掃費 | 1,123,071 | △40,078 | 1,082,993 |
| 5 労働費 | | 51,771 | △4,942 | 46,829 |
| | 1 労働諸費 | 51,771 | △4,942 | 46,829 |
| 6 農林費 | | 365,098 | △6,341 | 358,757 |
| | 1 農業費 | 324,352 | △7,142 | 317,210 |
| | 2 林業費 | 40,746 | 801 | 41,547 |

| | | | | |
|--------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 7 商工費 | | 861,110 | 3,091 | 864,201 |
| | 1 商工費 | 861,110 | 3,091 | 864,201 |
| 8 土木費 | | 2,411,908 | △18,944 | 2,392,964 |
| | 1 土木管理費 | 119,188 | △8,516 | 110,672 |
| | 2 道路橋りょう費 | 248,899 | △7,979 | 240,920 |
| | 4 都市計画費 | 1,909,275 | 571 | 1,909,846 |
| | 5 住宅費 | 107,690 | △3,020 | 104,670 |
| 10 教育費 | | 3,571,612 | 204,180 | 3,775,792 |
| | 1 教育総務費 | 466,422 | △12,965 | 453,457 |
| | 2 小学校費 | 658,252 | △15,626 | 642,626 |
| | 3 中学校費 | 1,449,689 | △1 | 1,449,688 |
| | 4 幼稚園費 | 664,596 | 224,665 | 889,261 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---------|------------|---------|------------|
| | 5 社会教育費 | 332,653 | 8,107 | 340,760 |
| 歳 | 出 | 合 | 計 | |
| | | 33,561,789 | 440,146 | 34,001,935 |

第2表 債務負担行為補正

1 追加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------|----------------|---------------|
| 地球温暖化対策実行計画 画強化対策事業（議場） | 令和3年度から令和7年度まで | 千円 23,000 |
| 東京オリンピック 火リレー負担金事業 | 令和3年度 | 千円 2,006 |
| 北保育所建設事業 | 令和3年度 | 千円 57,474 |
| 前栽幼稚園建設事業 | 令和3年度 | 千円 395,450 |

2 廃止

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------|----------------|--------------|
| 名阪高架下駐車場管理事業 | 令和3年度から令和7年度まで | 千円 11,185 |

第3表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
|-----------|------------|--------------|---------------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 窓口支援システム導入事業 | 千円 19,953 |
| | | 体育施設整備事業 | 千円 25,014 |
| 10 教育費 | 4 幼稚園費 | 井戸堂幼稚園建設事業 | 千円 85,323 |
| | | 朝和幼稚園建設事業 | 千円 139,824 |

第4表 地方債補正

1 追加

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|-------------|-----------------|---|---|
| 県営農業水利施設整備負担金事業 | 千円 2,000 | 証書借入れ 又は証券発行 | 年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。 |
| 市町村治山事業 | 千円 6,500 | | | |
| 計 | 8,500 | | | |

2 変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|---------|-------------|-----------------|---|---|---------------|-------|-----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 幼稚園整備事業 | 千円 5,400 | 証書借入れ 又は証券発行 | 年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。 | 千円 233,400 | 補正前 | 補正前 | 補正前 |
| 臨時財政対策債 | 742,200 | | | | 705,504 | に同じ | に同じ | に同じ |

3 廃止

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------|--------------|-----------------|---|---|
| 広域塵芥処理施設整備事業 | 千円 29,400 | 証書借入れ 又は証券発行 | 年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。 |
| 計 | 29,400 | | | |

公 告

(令和2年12月21日掲示済)

天理市公告第60号

天理市情報通信基盤整備事業について、事業計画の募集を行うので、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

天理市長 並 河 健

天理市の住民は、令和2年7月10日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和2年7月10日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

令和2年6月10日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 令和2年6月10日(公告年月日)
至 令和2年7月10日(公告年月日の翌日から起算して30日目)
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

(令和2年12月25日掲示済)

天理市公告第61号

天理市火葬場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成18年6月天理市条例第27号)第10条の規定に基づき公告する。

令和2年12月25日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名 称 天理市聖苑
位 置 天理市豊田町918番地1
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
団体の名称 一般財団法人 天理市開発公社
代表者名 藤田 俊史
主たる事務所の所在地 奈良県天理市川原城町680番地
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和2年12月28日掲示済)

天理市公告第62号

天理駅前広場及び天理市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年6月天理市条例第27号)第10条の規定に基づき公告する。

令和2年12月28日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名 称 天理駅前広場及び天理市自転車等駐車場
位 置 天理市川原城町803番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名 称 東洋テック株式会社 TEAM TENRI
代表者 東洋テック株式会社
代表取締役社長 池田 博之
主たる事務所の所在地 大阪市浪速区桜川1丁目7番18号

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

(令和2年12月25日揭示済)

天理市公告第63号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和2年12月31日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(令和3年1月5日揭示済)

天理市公告第1号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、令和3年1月19日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和3年1月19日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

令和3年1月5日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 令和3年1月5日(公告年月日)

至 令和3年1月19日(公告年月日の翌日から起算して14日目)

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町605番地

教育委員会

(令和2年12月23日揭示済)

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

天理市教育委員会規則第4号

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立図書館条例施行規則（昭和54年7月天理市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

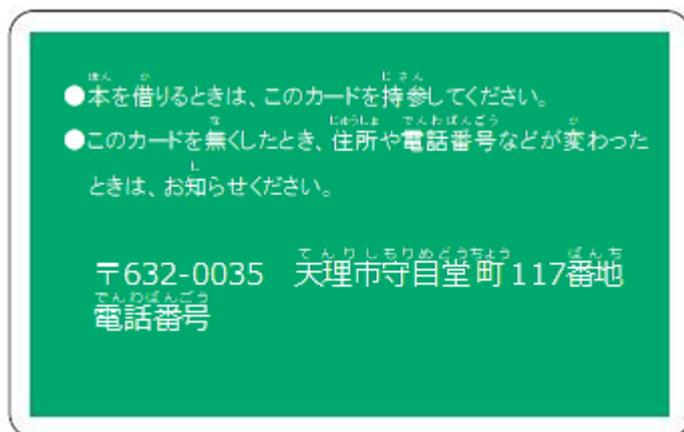
第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

(表面)



(裏面)



(令和2年12月11日揭示済)

天教告示第15号

令和2年12月17日午後2時から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和2年12月11日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(令和2年12月28日揭示済)

天農委告示第15号

令和3年1月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和2年12月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条に関する許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条に関する許可申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 議案第4号 | その他 |
| | ① 市街化区域の専決処分について (報告) |

監査委員

(令和2年12月25日掲示済)

天監委告示第2号

第2回定期監査の結果について(公表)

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年12月25日

天理市監査委員 松 井 義 憲
 天理市監査委員 松 尾 潤
 天理市監査委員 加 藤 嘉久次

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

| 監査執行期間 | 監査対象 | 予算執行状況調査日 |
|-----------------|---------------------------|-----------|
| 令和2年9月1日～7日 | 選挙管理委員会、公平委員会 【総務部】総務課 | 令和2年7月31日 |
| 令和2年9月8日～10日 | 【総務部】 収税課 | 令和2年7月31日 |
| 令和2年9月14日～17日 | 【学校】 井戸堂・前裁幼稚園 | 令和2年8月31日 |
| 令和2年9月29日～10月6日 | 【学校】 二階堂・朝和・柳本幼稚園 | 令和2年8月31日 |
| 令和2年10月7日～16日 | 【学校】 井戸堂・前裁・二階堂・朝和小学校 | 令和2年8月31日 |
| 令和2年10月27日～30日 | 【学校】 柳本・樺本小学校 | 令和2年8月31日 |
| 令和2年11月2日～9日 | 【教育委員会】 まなび推進課 | 令和2年8月31日 |

3 監査の範囲

令和2年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査の対象事項

【共通事項】

① 予算執行

- ・ 計画的、経済的及び効率的に行われているか。
- ・ 適正な権限者が行い、手続きは適正か。
- ・ 会計区分、年度区分及び予算科目は適正か。

② その他

- ・ 事務処理は法令等に違反していないか。
- ・ 計数に違算はないか。
- ・ 各種帳簿、書類は法令等に定められた様式が使用されているか。
- ・ 現金等の保管及び取扱いは適正か。

【歳入事務】

- ・ 測定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・ 条例等によらない収入について、その根拠となる規定は定められているか。

- あるいは、条例等の適用、新設等の必要はないか。
 - ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 - ・ 調定の時期及び手続は適正か。
 - ・ 調定漏れはないか。
 - ・ 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。
 - ・ 調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
 - ・ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越がなされているか。また、その時期は適正か。
 - ・ 調定簿等関係書類の作成、整備はなされているか。
- ※ 徴収事務、現金取扱事務、滞納整理事務についても適宜監査する。

【歳出事務】

- ・ 違法、不当、不経済な支出はないか。
- ・ 支払時期、方法、相手方は適正か。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。
- ・ 委託料の支払は適正に行われているか。
- ・ 補助金、交付金等の交付事務は要綱等に基づいて適正に行われているか。
- ・ 執行された予算科目に誤りはないか。

【財産管理事務】

- ・ 財産の取得及び処分の手続きは適正か。
- ・ 財産の維持管理は適正に行われているか。
- ・ 貸付あるいは使用許可を与えている場合の事務手続きは適正か。

5 監査の方法

天理市監査基準に準拠して、監査対象となった各所属長から資料の提出を求めた。

予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿を抽出調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、概ね適正かつ効率的に

執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【選挙管理委員会】

- 予算の執行状況について

歳出

| 目 | 予算現額 円 | 支出済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 選挙管理委員会費 | 4,281,000 | 805,607 | 3,475,393 | 18.8 |
| 合計 | 4,281,000 | 805,607 | 3,475,393 | 18.8 |

令和2年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、選挙管理システム利用料である。

支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【公平委員会】

- 予算の執行状況について

歳出

| 目 | 予算現額 円 | 支出済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|--------|-----------|-----------|---------|----------|
| 公平委員会費 | 783,000 | 63,000 | 720,000 | 8.0 |
| 合計 | 783,000 | 63,000 | 720,000 | 8.0 |

令和2年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、全国公平委員会連合会会費及び近畿支部部分担金である。

支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

総務課

○ 予算の執行状況について

歳入

| 目 | 予算現額 円 | 調定額 円 | 収入済額 円 | 不納欠損額 円 | 収入未済額 円 | 収入率 % |
|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|------------|----------|
| 総務使用料 | 1,307,000 | 1,713,128 | 1,713,128 | 0 | 0 | 100.0 |
| 総務費委託金 | 38,620,000 | 29,731,389 | 29,731,389 | 0 | 0 | 100.0 |
| 財産貸付収入 | 47,608,000 | 1,765,840 | 1,446,359 | 0 | 319,481 | 81.9 |
| 財産区財産貸付収入 | 2,746,000 | 2,745,056 | 2,745,056 | 0 | 0 | 100.0 |
| 利子及び配当金 | 139,000 | 66,924 | 66,924 | 0 | 0 | 100.0 |
| 不動産売払収入 | 500,000 | 157,000,000 | 157,000,000 | 0 | 0 | 100.0 |
| 物品売払収入 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 地元公共事業積立基金繰入金 | 460,000 | 459,840 | 459,840 | 0 | 0 | 100.0 |
| 繰入 | 9,123,000 | 1,759,431 | 1,221,765 | 0 | 537,666 | 69.4 |
| 弁償金 | 0 | 1,458,777,771 | 0 | 1,458,777,771 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 100,504,000 | 1,654,019,379 | 194,384,461 | 1,458,777,771 | 857,147 | 11.8 |

令和2年7月31日現在

歳出

| 目 | 予算現額 円 | 支出済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|----------|-------------|------------|-------------|----------|
| 一般管理費 | 20,335,000 | 4,932,928 | 15,402,072 | 24.3 |
| 文書費 | 31,343,000 | 18,776,897 | 12,566,103 | 59.9 |
| 財産管理費 | 190,101,000 | 42,239,058 | 147,861,942 | 22.2 |
| 財産区財産管理費 | 3,345,000 | 3,271,820 | 73,180 | 97.8 |
| 企画費 | 8,325,000 | 313,500 | 8,011,500 | 3.8 |
| 交通安全対策費 | 31,000,000 | 7,750,000 | 23,250,000 | 25.0 |
| 統計調査総務費 | 13,000 | 7,000 | 6,000 | 53.8 |
| 指定統計費 | 29,875,000 | 225,854 | 29,649,146 | 0.8 |
| 合計 | 314,337,000 | 77,517,057 | 236,819,943 | 24.7 |

令和2年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なもの、国勢調査に係る市町村交付金及び遠田町の市有地売払収入である。なお、不納欠損額は、嘉幡町温水プール用地転売事件の弁償金である。

歳出の主なものは、郵送に係る通信運搬費及び市庁舎維持管理に係る経費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、概ね適正に処理されていた。

収税課

○ 予算の執行状況について

歳入

| 区分 | 予算現額 円 | 調定額 円 | 収入済額 円 | 不納欠損額 円 | 収入未済額 円 | 収入率 % |
|-----------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|----------|
| 市税(滞納繰越分) | 78,998,000 | 371,952,002 | 27,429,987 | 0 | 344,522,015 | 7.4 |
| 市民税個人 | 32,676,000 | 134,398,866 | 13,755,187 | 0 | 120,643,679 | 10.2 |
| 市民税法人 | 1,040,000 | 3,583,500 | 132,700 | 0 | 3,450,800 | 3.7 |
| 固定資産税 | 36,287,000 | 190,050,192 | 12,214,775 | 0 | 177,835,417 | 6.4 |
| 軽自動車税 | 3,539,000 | 15,747,362 | 1,327,325 | 0 | 14,420,037 | 8.4 |
| 都市計画税 | 5,456,000 | 28,172,082 | 0 | 0 | 28,172,082 | 0.0 |
| 使用料及び手数料 | 948,000 | 330,900 | 312,900 | 0 | 18,000 | 94.6 |
| 総務手数料 | 948,000 | 330,900 | 312,900 | 0 | 18,000 | 94.6 |
| 果支出金 | 91,707,000 | 22,026,574 | 0 | 0 | 22,026,574 | 0.0 |
| 総務費委託金 | 91,707,000 | 22,026,574 | 0 | 0 | 22,026,574 | 0.0 |
| 諸収入 | 16,801,000 | 3,766,664 | 3,766,664 | 0 | 0 | 100.0 |
| 延滞金 | 16,800,000 | 3,766,664 | 3,766,664 | 0 | 0 | 100.0 |
| 市預金利子 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 滞納処分費 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 合計 | 188,454,000 | 398,076,140 | 31,509,551 | 0 | 366,566,589 | 7.9 |

令和2年7月31日現在

歳出

| 目 | 予算現額 円 | 支出済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|-----|------------|------------|------------|----------|
| 諸費 | 27,000,000 | 27,000,000 | 0 | 100.0 |
| 徴収費 | 22,657,000 | 1,883,240 | 20,773,760 | 8.3 |
| 合計 | 49,657,000 | 28,883,240 | 20,773,760 | 58.2 |

令和2年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、滞納繰越分の市税（個人・固定資産税）である。

歳出の主なものは、市税過誤納還付金及び加算金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、概ね適正に処理されていた。

【教育委員会】

まなび推進課

○ 予算の執行状況について

歳入

| 目 | 予算現額 円 | 調定額 円 | 収入済額 円 | 不納欠損額 円 | 収入未済額 円 | 収入率 % |
|----------|-------------|------------|------------|------------|------------|----------|
| 教育費負担金 | 6,523,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 教育使用料 | 4,027,000 | 222,390 | 114,390 | 0 | 108,000 | 51.4 |
| 教育費国庫負担金 | 59,784,000 | 12,070,625 | 12,070,625 | 0 | 0 | 100.0 |
| 教育費国庫補助金 | 3,315,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 教育費委託金 | 523,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 教育費県負担金 | 36,299,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 教育費県補助金 | 38,316,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 雑入 | 4,710,000 | 4,136,080 | 4,100,000 | 0 | 36,080 | 99.1 |
| 合計 | 153,497,000 | 16,429,095 | 16,285,015 | 0 | 144,080 | 99.1 |

令和2年8月31日現在

歳出

| 目 | 予算現額 円 | 支出済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|------------|-------------|------------|-------------|----------|
| 事務局費 | 43,744,000 | 11,673,953 | 32,070,047 | 26.7 |
| 人権教育推進費 | 2,841,000 | 2,596,853 | 244,147 | 91.4 |
| 学校管理費(小学校) | 33,118,000 | 20,206,735 | 12,911,265 | 61.0 |
| 教育振興費(小学校) | 54,069,000 | 9,571,690 | 44,497,310 | 17.7 |
| 学校管理費(中学校) | 6,135,000 | 999,200 | 5,135,800 | 16.3 |
| 教育振興費(中学校) | 41,520,000 | 7,200,275 | 34,319,725 | 17.3 |
| 幼稚園費 | 127,988,000 | 19,849,775 | 108,138,225 | 15.5 |
| 社会教育総務費 | 18,532,000 | 7,266,193 | 11,265,807 | 39.2 |
| 教育キャンプ場費 | 740,000 | 140,886 | 599,114 | 19.0 |
| 合計 | 328,687,000 | 79,505,560 | 249,181,440 | 24.2 |

令和2年8月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、子育てのための施設等利用給付費交付金及び学校臨時休業対策費補助金である。なお、収入未済額の預かり保育料について、引き続き徴収に努められたい。

歳出の主なものは、小学校の教師用教科書・指導書購入費、要保護・準要保護児童（生徒）援助費、遠距離通学費補助金及び地域パートナーシップ事業委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

学校監査

1. 監査を行った小学校及び幼稚園

幼稚園 井戸堂・前栽・二階堂・朝和・柳本幼稚園

小学校 井戸堂・前栽・二階堂・朝和・柳本・標本小学校

2. 各学校及び園の配当予算額の執行状況について

歳出

| 区分 | 千算額 (配当額) 円 | 支出済額 円 | 千算 執行率 % | 節別支出明細 | | | | |
|-----|-------------------|-----------|----------------|----------|----------|-----------|------------|---------|
| | | | | 需用費 円 | 役員費 円 | 原材料費 円 | 備品購入費 円 | |
| 幼稚園 | 井戸堂 | 1,102,000 | 267,957 | 24.3 | 156,307 | 0 | 0 | 111,650 |
| | 前栽 | 1,333,000 | 334,199 | 25.1 | 234,199 | 0 | 0 | 100,000 |
| | 二階堂 | 832,000 | 161,054 | 19.4 | 125,854 | 35,200 | 0 | 0 |
| | 朝和 | 1,147,000 | 358,209 | 31.2 | 190,009 | 35,200 | 0 | 133,000 |
| | 柳本 | 690,000 | 159,845 | 23.2 | 156,149 | 0 | 3,696 | 0 |
| 小学校 | 井戸堂 | 3,174,000 | 634,383 | 20.0 | 407,683 | 0 | 0 | 226,700 |
| | 前栽 | 5,721,000 | 1,418,373 | 24.8 | 956,253 | 34,000 | 0 | 428,120 |
| | 二階堂 | 3,786,000 | 990,710 | 26.2 | 746,977 | 0 | 0 | 243,733 |
| | 朝和 | 4,608,000 | 1,073,326 | 23.3 | 784,486 | 0 | 0 | 288,840 |
| | 柳本 | 3,391,000 | 732,642 | 21.6 | 672,272 | 4,050 | 0 | 56,320 |
| | 標本 | 4,204,000 | 1,031,836 | 24.5 | 757,796 | 0 | 0 | 274,040 |

令和2年8月31日現在

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

また、各学校及び園が管理する備品の整理について、概ね適正に処理されていた。

むすび

以上が令和2年度の選挙管理委員会、公平委員会、総務部（総務課・収税課）、教育委員会（まなび推進課）及び幼稚園・小学校の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令等に準拠し、概ね適正に処理されていた。

今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な処理をされるよう要望する。

公営企業

(令和2年12月17日揭示済)

天理市上下水道局公告第27号

令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和2年12月17日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|-----------|--------------------|
| 天理北第4処理分区 | 田井庄町の一部 |

(令和2年12月17日揭示済)

天理市上下水道局公告第28号

令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和2年12月17日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|-----------|--------------------|
| 天理北第5処理分区 | 指柳町の一部 |

(令和3年1月5日揭示済)

天理市上下水道局公告第1号

令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和3年1月5日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|-----------|--------------------|
| 天理北第1処理分区 | 田部町の一部 |